

公売物件明細書



お問い合わせ先

長野原町役場 税務課 公売担当

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1

電話0279-82-2247

ホームページ <http://www.town.naganohara.gunma.jp>

群馬県吾妻郡長野原町

物 件 明 細 書			
売却区分の番号	第 1 号	見積価額	金 4 5 5, 0 0 0 円
		公売保証金	金 5 0, 0 0 0 円
財産の表示			
(一棟の建物の表示)			
所 在 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢字熊ノ内2032番地5520			
建物の名称 グランビュー北軽井沢			
(敷地権の目的である土地の表示)			
土地の符号 1			
所在及び地番 吾妻郡長野原町大字北軽井沢熊ノ内2032番5520			
地 目 宅地			
地 積 8614.43平方メートル			
(専有部分の建物の表示)			
家 屋 番 号 北軽井沢2032番5520の1025			
建物の名称 1025			
種 類 居宅			
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート1階建造			
床 面 積 10階部分 39.75平方メートル			
(敷地権の表示)			
土地の符号 1			
敷地権の種類 所有権			
敷地権の割合 207万194分の4465			
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	国道146号線、北軽井沢信号から東に直線で約2.3kmに位置するリゾートマンション。		
公法上の規制	・長野原町景観条例 ・非線引都市計画区域、無指定地域		
接道状況	約6.0m舗装町道、湯沢鳩の湯線にほぼ等高で接道している。		
物件の概況	地勢	間口約18.0メートル、奥行約170.0メートルの袋地の中間画地で、敷地延長部分は建物までの通路となっており僅かに上り坂です。	
	画地条件		
	形状		
使用状況等	令和6年12月23日現在、対象物件に居住者はいない。		
特記事項	・管理費：税別13,185円（月額） ・修繕積立金：税別4,300円（月額） ・水道設備管理費：税別1,575円（月額） ※上記管理費等に関する未納合計額 1,696,340円（2024年8月29日現在） ※未納期間2017年5月から2024年9月分まで、それ以降の未納も買受人に承継されます。 ※遅延損害金：576,791円（2024年8月31日現在）、それ以降の未納分も買受人に承継されます。 ※買受人は、管理会社と管理委託契約の締結が必要になります。 ※所有者の動産が残っていますが、協議及び撤去は買受人に行っていただきます。		
	1. 長野原町は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2. 長野原町は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、鍵の引渡等についても、すべて買受人自身で行ってください。 3. 長野原町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 4. 権利移転に必要な書類は、買受代金納付期限までに執行機関に提出して下さい。		

注意事項	5. 権利移転に要する費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。 6. 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 7. 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。 8. 境界は、隣接地所有者と協議してください。 9. 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10. 売却決定は、「入札価格」欄に記載した金額により行います。 11. 公売財産が不動産等の場合、最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2） 12. 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。 13. 見取り図等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺、位置・写真等は実際と異なる場合があります。 14. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。 15. 暴力団員等でないことの陳述書を、長野原町役場税務課宛て提出してください。提出が無い場合は、入札ができません。 16. 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 17. 期限までに買受代金の納付が無い場合は、公売保証金は没収となります。 18. 期限までに故意に買受代金の納付をしない買受人は、以後2年間、長野原町の公売に参加することができません。 19. 売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。 20. 長野原町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加できません。 21. 地方税法に基づき、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。 22. 適格請求書（インボイス）の交付はありません。 23. 未納分の管理費等は、買受人に承継されます。
その他事項	本物件は、消費税法上の混在財産です。

問い合わせ先

長野原町役場 税務課 公売担当
電話 0279-82-2247（直通）

公売財産周辺地の概要図

売却区分
の 番 号

第1号

公売財産周辺地の概要図



間取見取図

売却区分 の 番 号	第1号
間取見取図	
※上記間取図は、あくまでイメージするための参考としてください。	

売却区分
の 番 号

第1号

写

真



売却区分
の 番 号

第1号

写

真



売却区分
の番号

第1号

写

真

